

# 第112回 定時株主総会 招集ご通知

日時



2022年6月24日（金曜日）  
午前10時

場所



広島県府中市元町445番地の1  
府中商工会議所会館



本株主総会においては、可能な限り、書面またはインターネットにて事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後4時50分まで

株式会社北川鉄工所

証券コード：6317

## 目次

第112回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	19
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	24
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	28
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	29
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	29
(添付書類)	
事業報告	32
連結計算書類	47
計算書類	51
監査報告書	56

証券コード：6317  
2022年6月7日

株 主 各 位

広島県府中市元町77番地の1  
**株式会社北川鉄工所**  
代表取締役会長兼社長 北川 祐治

## 第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、**2022年6月23日（木曜日）午後4時50分までに**議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時
2	場 所	広島県府中市元町445番地の1 府中商工会議所会館 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご覧ください。)
3	目的事項	
	報告事項	1. 第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）  
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ②連結計算書類の「連結注記表」、③計算書類の「個別注記表」したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願いいたします。
- 当日ご出席される場合はマスクをご持参・ご着用いただき、咳エチケットの徹底等、周囲の株主様へご配慮をお願いいたします。また、受付前などにアルコール消毒液を設置し、非接触体温計等により検温を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。発熱及び体調不良が見受けられる方、会場内でのマスク着用等の感染防止にご協力いただけない方は、入場をお断りする場合またはご退会いただく場合がございます。
- 座席の間隔を広く空けるよう配置いたしますので、十分な席数が確保できない可能性がございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等に応じて新たな対応を行うなどの変更が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページにてご案内させていただきますので、ご来場前にご確認くださいようお願いいたします。

当社ホームページ ▶ <https://www.kiw.co.jp/>

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

**株主総会開催日時** 2022年6月24日(金曜日) 午前10時

### 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**議決権行使期限** 2022年6月23日(木曜日)  
午後4時50分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、各議案に対する賛否をご入力ください。

**議決権行使期限** 2022年6月23日(木曜日) 午後4時50分まで

### 複数回行使された場合の議決権の取扱い

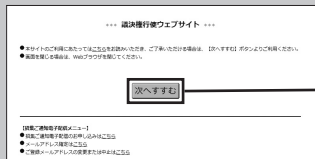
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内 (インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。)

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

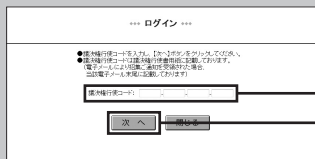
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

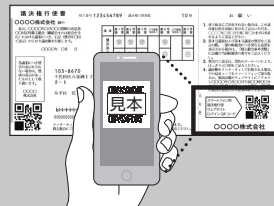
4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

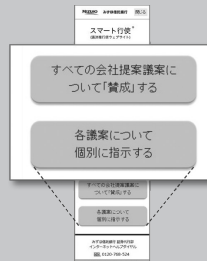
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

### 機関投資家の皆様へ

株式会社「CJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来の事業展開及び経営体質の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結配当性向30%を目標として安定した配当を継続することを利益配分の基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び厳しい経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当額は、先に実施しました中間配当金25円を含め、1株につき50円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### 1. 配当財産の種類

金銭

##### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 234,025,525円

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

#### ご参考 配当金の推移

	第109期 (2018年4月～2019年3月)	第110期 (2019年4月～2020年3月)	第111期 (2020年4月～2021年3月)	第112期 (2021年4月～2022年3月)
一株当たり年間配当額	90円	100円	20円	50円
配当性向（連結）	21.9%	56.9%	76.5%	—

(注) 第112期（当期）の1株当たり年間配当金は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提とした金額です。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

#### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。(変更案第16条及び附則第2条)

#### (3) その他

上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更並びに軽微な表現等の変更等、その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第17条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt;</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長及び出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>





現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>② 会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 ② <u>会社法第361条第1項各号に定める事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第30条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)  第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  第35条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)  第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)  第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(報酬等)  第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役の責任免除)  第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  ② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第6章 計算  第41条～第44条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第6章 計算  第37条～第40条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;  &lt;新設&gt;</p>	<p>附則  <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  第1条 2022年6月開催の第112回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、<u>なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p>

現行定款	変更案
<新設>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

第111回定時株主総会で選任されました取締役12名のうち、畑島敏勝氏は2022年3月31日付で取締役を辞任しており、現任の取締役全員（11名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	取締役会への出席状況
1	北川 祐治 <span>再任</span> <span>男性</span>	代表取締役会長 兼 社長 兼 開発本部長	15/15回 (100%)
2	北川 宏 <span>再任</span> <span>男性</span>	代表取締役副会長 兼 経営管理本部長	15/15回 (100%)
3	門田 廣夫 <span>再任</span> <span>男性</span>	取締役 執行役員 経営管理本部経理部長	12/12回 (100%)
4	内田 雅敏 <span>再任</span> <span>男性</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	15/15回 (100%)
5	西川 三佐子 <span>再任</span> <span>女性</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	12/12回 (100%)

(注) 門田廣夫氏及び西川三佐子氏については、2021年6月18日の取締役就任後の出席状況を記載しております。

候補者  
番号

1

きた  
北

がわ  
川

ゆう  
祐

じ  
治

(1957年4月1日生)

再任

男性

### 略歴、当社における地位及び担当

1983年9月 当社入社  
1991年6月 当社取締役  
1995年4月 当社常務取締役  
1997年4月 当社専務取締役  
1999年4月 当社代表取締役専務  
2001年4月 当社代表取締役社長  
2016年4月 当社代表取締役社長 工機事業部長  
2018年4月 当社代表取締役会長兼社長  
2022年4月 当社代表取締役会長兼社長兼開発本部長（現任）

### 重要な兼職の状況

北川冷機株式会社代表取締役社長  
株式会社北川製作所代表取締役会長  
株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長  
府中商工会議所会頭

■ 所有する当社の株式の数：132,678株 ■ 取締役会出席状況：15回中15回出席（100%）

### 取締役候補者とした理由

北川祐治氏は、当社に入社以来、当社の要職を歴任し、現在は代表取締役会長兼社長兼開発本部長として強いリーダーシップをもって当社グループを牽引するなど、当社における豊富な経営経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としました。

候補者  
番号

2

きた  
北 川

ひろし  
宏

(1958年12月12日生)

再任

男性

#### 略歴、当社における地位及び担当

1981年4月 当社入社  
1993年6月 当社取締役  
1997年4月 当社常務取締役  
2001年4月 当社代表取締役専務  
2009年4月 当社代表取締役副社長 執行役員東京営業本部長  
2010年4月 当社代表取締役副社長  
2012年6月 当社代表取締役副社長  
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.出向 (代表取締役社長)  
2015年4月 当社代表取締役副社長 素形材事業本部長  
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.出向 (代表取締役社長)  
2017年4月 当社代表取締役副社長 素形材事業本部長  
2018年4月 当社代表取締役副会長  
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長  
2021年4月 当社代表取締役副会長兼経営管理本部長 (現任)

#### 重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：16,319株

■ 取締役会出席状況：15回中15回出席 (100%)

#### 取締役候補者とした理由

北川氏は、当社に入社以来、キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長、タイ子会社やメキシコ子会社の社長などの要職を歴任し、現在は代表取締役副会長兼経営管理本部長を務めるなど、当社における豊富な経営経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。



候補者  
番号

3

もん 門  
でん 田  
ひろ 廣  
お 夫

(1955年7月4日生)

再任

男性

### 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 株式会社ダイエー入社  
1997年4月 同社財務本部財務企画部長  
2006年4月 同社管理本部長  
2008年4月 当社入社、経営管理本部副担当部長  
2009年4月 当社経営管理本部総務部長  
2012年4月 当社執行役員経営管理本部経理部長  
2018年4月 当社執行役員キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー副社長  
2020年4月 当社執行役員経営管理本部経理部長  
2021年6月 当社取締役執行役員経営管理本部経理部長（現任）

### 重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：4,581株

■ 取締役会出席状況：12回中12回出席（100%）

### 取締役候補者とした理由

門田廣夫氏は、小売業の財務部門で培われた豊富な経験及び幅広い知見を活かし、当社に入社後は総務部長、経理部長、キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー副社長を歴任し、現在は経理部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

4

うち  
内

だ  
田

まさ  
雅

とし  
敏

(1963年10月27日生)

再任

男性

社外

独立

#### 略歴、当社における地位及び担当

1989年4月 マツダ株式会社入社  
1997年4月 北川精機株式会社入社  
1999年7月 同社代表取締役専務  
2007年9月 当社仮監査役  
2008年6月 当社監査役（2019年6月辞任）  
2016年7月 北川精機株式会社代表取締役社長（現任）  
2019年6月 当社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

北川精機株式会社代表取締役社長

- 所有する当社の株式の数：1,085株
- 取締役会出席状況：15回中15回出席（100%）
- 社外取締役在任年数：3年（本定時株主総会の終結の時）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田雅敏氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。当社の企業価値向上に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

#### 独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、北川精機株式会社の代表取締役社長を務めております。当社は同社から商品等を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

**略歴、当社における地位及び担当**

1994年 6 月 中国生産性本部入職  
2016年 2 月 同本部専任部長（現任）  
2021年 6 月 当社取締役（現任）

**重要な兼職の状況**

なし

- 所有する当社の株式の数：57株
- 取締役会出席状況：12回中12回出席（100%）
- 社外取締役在任年数：1年（本定時株主総会の終結の時）

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

西川三佐子氏は、中国生産性本部において人材育成や組織の活性化について研究を重ね、現在は人材育成・経営品質の分野に精通した組織活性化のアドバイザーとして活躍しています。同氏はこれまで、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただき、当社の経営品質向上に寄与いただけると期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

**独立性に関する考え方**

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、中国生産性本部の業務執行者です。当社は同本部の中国経営品質協議会に加入し、当社新任管理職が毎年、経営品質の講習会を受講しておりますが、その取引額は同本部の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会及び従業員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）を含めた、2022年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 内田雅敏氏、西川三佐子氏は社外取締役候補者であります。  
当社は内田雅敏氏、西川三佐子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、内田雅敏氏、西川三佐子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、内田雅敏氏、西川三佐子氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外役員会における審議を経ております。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況
1	野上武志 新任 男性 社外 独立	常勤監査役	15/15回 (100%)
2	貝原潤司 新任 男性 社外 独立	監査役	13/15回 (87%)
3	平浩介 新任 男性 社外 独立	監査役	15/15回 (100%)

**略歴、当社における地位及び担当**

1987年 4 月 株式会社広島銀行入行  
2015年 4 月 同行東部統括本部担当部長  
2017年 4 月 同行営業統括部室長  
2018年 4 月 同行個人ローン部長  
2020年 4 月 同行人事総務部付  
2020年 6 月 当社常勤監査役（現任）

**重要な兼職の状況**

なし

- 所有する当社の株式の数：417株
- 取締役会出席状況：15回中15回出席（100%）
- 社外監査役に在任年数：2年（本定時株主総会の終結の時）

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

野上武志氏は、金融機関で培われた豊富な業務経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の常勤社外監査役として取締役会の意思決定の適法性及び妥当性の確保に重要な役割を果たしてきました。客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。選任後はこれらの経験と知見を活かし、適正かつ有益な監査を行っていただけるものと期待しております。

**独立性に関する考え方**

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、株式会社広島銀行の業務執行者でありました。同行は当社の主要取引銀行ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。また、同行が保有する当社株式は発行済株式総数の4.6%にとどまり、同行の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすところはありません。

候補者  
番号

2

かい はら じゅん じ  
貝 原 潤 司

(1949年8月11日生)

新任 男性 社外 独立

### 略歴、当社における地位及び担当

1974年7月 貝原織布株式会社（現 カイハラ株式会社）入社  
1991年9月 同社取締役副社長  
2003年4月 同社代表取締役社長  
2014年5月 同社代表取締役副会長（現任）  
2018年6月 当社監査役（現任）

### 重要な兼職の状況

カイハラ株式会社代表取締役副会長

- 所有する当社の株式の数：255株
- 取締役会出席状況：15回中13回出席（87%）
- 社外監査役在任年数：4年（本定時株主総会の終結の時）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

貝原潤司氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、当社の社外監査役として取締役会の意思決定の適法性及び妥当性の確保に重要な役割を果たしてきました。客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。選任後はこれらの経験と知見を活かし、適正かつ有益な監査を行っていただけるものと期待しております。

### 独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、カイハラ株式会社代表取締役副会長であります。当社と同社の間には取引関係がありません。

## 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年3月 財団法人松下政経塾塾生  
1986年4月 広島県議会議員  
1987年1月 クロダルマ株式会社取締役（現任）  
1997年7月 広島県監査委員  
2008年3月 財団法人広島県学校給食会（現 公益財団法人広島県学校給食会）会長兼理事長  
2013年4月 同会理事長（現任）  
2019年6月 当社監査役（現任）

## 重要な兼職の状況

公益財団法人広島県学校給食会理事長

- 所有する当社の株式の数：198株
- 取締役会出席状況：15回中15回出席（100%）
- 社外監査役に在任年数：3年（本定時株主総会の終結の時）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平浩介氏は、企業経営や各種団体の要職で培われた豊富な業務経験と知見を有し、当社の社外監査役として取締役会の意思決定の適法性及び妥当性の確保に重要な役割を果たしてきました。客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。選任後はこれらの経験と知見を活かし、適正かつ有益な監査を行っていただけるものと期待しております。

### 独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、クロダルマ株式会社取締役及び公益財団法人広島県学校給食会理事長であります。当社と当社及び同会の間には取引関係がありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）について、2022年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏の各氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏の各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏の選任が承認された場合は、3氏の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外役員会における審議を経ております。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

うち      だ      ま      とし  
内      田      雅      敏      (1963年10月27日生)

男性   社外   独立

### 略歴、当社における地位及び担当

1989年4月 マツダ株式会社入社  
 1997年4月 北川精機株式会社入社  
 1999年7月 同社代表取締役専務  
 2007年9月 当社仮監査役  
 2008年6月 当社監査役（2019年6月辞任）  
 2016年7月 北川精機株式会社代表取締役社長（現任）  
 2019年6月 当社取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

北川精機株式会社代表取締役社長

- 所有する当社の株式数：1,085株
- 取締役会出席状況：15回中15回出席（100%）
- 社外取締役在任年数：3年（本定時株主総会の終結の時）

### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田雅敏氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、社外取締役として客観的・中立的な視点から経営への意見や指摘を行っております。過去には当社の社外監査役としての実績を有しており、客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。選任後はこれらの経験と知見を活かし、適正かつ有益な監査を行っていただけるものと期待しております。

### 独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、北川精機株式会社の代表取締役社長を務めております。当社は同社から商品等を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

- (注) 1. 候補者は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会及び従業員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）を含めた、2022年3月31日現在の状況を記載しております。
4. 内田雅敏氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
当社は内田雅敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。候補者が選任された場合は、当社は引き続き候補者を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、候補者の選任が承認された場合は、候補者との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**ご参考** 取締役候補者のスキルマトリックス

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び取締役の主要な専門性と経験は、以下のとおりです。

区分	氏名	企業経営	営業・マーケティング	グローバル経験	法務・コンプライアンス	財務会計	生産・技術	人材育成 ダイバーシティ
監査等委員 でない取締役	北川 祐治	●	●	●		●	●	
	北川 宏	●	●	●		●		
	門田 廣夫				●	●		
	内田 雅敏	●	●	●		●	●	
	西川 三佐子		●		●			●
監査等委員 である取締役	野上 武志				●	●		
	貝原 潤司	●	●	●		●	●	
	平 浩介				●	●		●

※上記の内容は、取締役候補者の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

### 【社外役員独立性基準】

当社は、当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）が次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けるものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者(注1)
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者(注2)
3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者(注3)
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に直近3事業年度における年間平均1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
8. 上記1.から7.までの重要な者(注4)の配偶者又は2親等以内の親族、同居の親族である者

注1：「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみでなく、使用人を含む。監査役は含まれない。

注2：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近3事業年度における年間平均売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3：「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループに対して、当社グループの直近3事業年度における年間平均売上2%以上の額の支払いを行っている者をいう。

注4：「重要な者」とは、各会社・取引先の取締役(社外取締役を除く)・執行役・部長、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第96回定時株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額500百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）とさせていただきますと存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与は含まないことといたしたく存じます。

なお、当社における第112期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告43頁に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨及び譲渡制限付株式報酬を新設する旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、また、当社が任意に設置しております社外役員会（構成メンバー5名のうち、過半数の3名を独立役員としております。）の助言を得た上で決定したものであり、相当と判断しております。

現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責、員数及び経済情勢等諸般の事情も考慮し年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

本議案の内容は、当社が任意に設置しております社外役員会（構成メンバー5名のうち、過半数の3名を独立役員としております。）の助言を得た上で決定したものであり、相当と判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額500百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）とご承認いただく予定ですが、今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は2名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとしします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも喪失する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3か月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6か月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当



該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社と委任契約を締結する執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上



(添付書類)

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及により先進国を中心に持ち直しの動きが見られたものの、半導体の供給不足や原材料の価格高騰、部品の調達難航など依然として厳しい状況は継続しています。加えて、2月にはロシア軍がウクライナ国内に軍事侵攻を行うなど、先行きが見通せない状況です。また、わが国の経済につきましても、サプライチェーンの停滞や地政学的リスクの上昇など、今後も不透明な状況が続くと思われまます。

このような状況のなか、当社グループでは、金属素形材事業においては自動車部品の供給不足が未だ解消されておらず、原材料の価格高騰についても高騰分の販売価格への転嫁の遅れから売上は回復基調で推移しましたが収益は依然厳しい状況となっています。そのためメキシコ子会社、タイ子会社の資産に対して減損損失3,705百万円を計上しております。一方、産業機械事業におきましては、国内建設市場が高水準で推移しており好調を維持し、工作機器事業も欧米の経済活動の活発化など世界経済の持ち直しの動きに伴い、回復傾向で推移しました。

その結果、当連結会計年度の売上高はグループ全体で、58,676百万円（前期比 20.4%増）、営業利益は、2,101百万円（前期比 281.3%増）、経常利益は、3,062百万円（前期比 162.3%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は、951百万円（前期親会社株主に帰属する当期純利益244百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態及び経営成績に影響を及ぼしています。詳細については、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）〕

自動車関連業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する部品の供給不足や半導体不足が継続していますが、市場は少しずつ回復に向かっています。また、農業機械・建設機械関連業界におきましても、北米及び欧州を中心に市場が活況であり好調を維持しました。

このような状況のもと、当カンパニーにおきましては、国内外の生産拠点間の連携強化や生産ラインの自動化による生産性改善などに取り組み収益力の向上を図るとともに、脱炭素社会移行に伴う事業機会や付加価値の高い製品への移行など、事業課題の解決に向けた活動を行ってまいりました。また、メキシコ子会社では、自動車の次期モデルに搭載さ

れる部品の量産に向けて準備を進め、タイ子会社では生産アイテムの見直しによる収益改善に注力いたしました。

自動車メーカー各社の生産調整は依然として続いているものの、原材料価格高騰分の一部については、販売価格への転嫁が進み、自動車部品及び農業機械・産業機械部品ともに売上高が増加したものの利益につきまして当初の材料費負担の影響が残りしました。

その結果、当カンパニーの売上高は、27,026百万円（前期比 16.5%増）、セグメント損失（営業損失）は、224百万円（前期セグメント損失（営業損失）664百万円）となりました。

#### 〔キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）〕

国内の建設業界におきましては、公共工事は高水準を維持し、民間設備投資につきましても概ね回復基調で推移しました。また、当カンパニーの関連分野におきましても、輸入資材や原油の価格高騰、鋼材不足による工程の遅れなどの問題はあるものの好調を維持しました。

このような状況のもと、コンクリートプラント事業では、新商品の販売拡大や既存商品の品質向上に努めました。荷役機械関連事業では、新規市場の開拓を進めるとともに生産機能を甲山工場に集約することで効率的な生産体制を構築し、収益性を向上させてまいりました。自走式立体駐車場事業ではスーパーロングスパンタイプ立体駐車場の市場認知度の向上を図ってまいりました。

コンクリートプラント事業につきましてはプラントの建替工事が好調で売上高が増加しました。荷役機械関連事業も高水準の売上高を確保し、自走式立体駐車場事業も商業施設及び医療施設向け大規模物件を完工したことにより売上が増加しました。

その結果、当カンパニーの売上高は、21,336百万円（前期比20.5%増）、セグメント利益（営業利益）は、2,381百万円（前期比30.4%増）となりました。

#### 〔キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）〕

工作機械関連業界におきましては、資材調達の難航、物流の停滞による輸出コストの上昇等の懸念は残るものの、国内外を問わず半導体関連及び自動車関連の設備投資が積極的に行われ回復傾向で推移しました。内需につきましては、補助金関連により設備投資が活発化し、堅調に推移しました。外需につきましては、中国が先行して回復し、2021年後半からは欧米も回復傾向で推移し、好調な受注を維持しました。

このような状況のもと、当カンパニーにおきましては、パワーチャックの高付加価値商品であるBRシリーズの生産性向上及び販売拡大に注力しました。なお、「BRチャック」と「Tnut-Plus」に関する技術が2021年度日本機械学会賞を受賞しております。また、ホームページ上にウェブショールームを開設し、最新の商品情報や技術情報の発信に努めました。さらに、ロボット周辺機器市場での事業化を推進するために、新規市場開拓に向けた

アカウントの獲得やロボットハンドのラインナップ拡充などを行ってまいりました。

その結果、当カンパニーの売上高は、9,807百万円（前期比31.4%増）、セグメント利益（営業利益）は、1,051百万円（前期比122.0%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主として、金属素形材事業の新規受注の対応に伴い、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.（在外子会社）の加工棟増築及び銑鉄鋳物加工設備を増設しております。

当連結会計年度の設備投資総額は、4,490百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、主に設備投資を目的として、長期借入金17,100千米ドルを調達いたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

### ① 会社の経営の基本方針

当社グループは、企業ビジョンを「株式会社 北川鉄工所はものづくりという業にあって、お客様の喜びを我々の喜びとし、素直な心を尊び、勇気ある行動を敬い、自己実現の場として自律した活力あるリーダーを育成し、技術を誇り、未知なる世界に挑戦する Quality Businessを実践する集団である。」と掲げ、グループ社員全員でこの価値観を共有して実践することが、ものづくり企業としての企業価値の向上につながるものと考えております。

### ② 目標とする経営指標

当社グループは長期経営計画「Plus Decade 2031」において、2031年度に連結売上高1,000億円、2026年度に連結営業利益で過去最高益となる60億円を目標としております。同時に、資本コストを意識した収益の確保を目指すべく、2026年度に投下資本利益率（ROIC<sup>\*1</sup>）を6%以上、合わせて自己資本利益率（ROE）も8%以上を目標といたします。

加えて資本政策面においても、キャピタリゼーション比率<sup>\*2</sup>を意識し、新規事業投資と株主還元を行いつつ、目標数値を25～30%の割合で設定して自己資本と有利子負債のバランスを図ってまいります。

※1 投下資本利益率（ROIC） = 税引後連結営業利益 ÷ (固定資産+売上債権+棚卸資産-仕入債務)

※2 キャピタリゼーション比率 = 有利子負債 ÷ (有利子負債+自己資本)

### ③ 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは2021年に、長期経営計画「Plus Decade 2031」を策定し、グループ全体の視点から、事業ビジョン、組織ビジョンを明確化し、中長期的な戦略に取り組んでおります。この「Plus Decade 2031」のビジョンは「4つの価値観を実践し、世界基準の成長を実現する」です。

当社の行動原理である「4つの価値観」を実践することで、世界経済の成長に立ち遅れることなく、継続した事業規模の拡大に取り組んでまいります。

また、Plus Decade 2031の骨子として以下の3点を重点項目に挙げております。

#### 1) 事業構造の転換

当社グループは、金属素形材事業・産業機械事業・工作機器事業の3事業を主として行っております。これら既存事業のバランスを見直し、周辺領域への事業展開を推進することで事業ポートフォリオの再構築を図ります。

## 2) 経営品質の進化

最先端情報技術の社内実装に挑戦し、現有する技術基盤と組み合わせ新たなものづくりを共創します。また、AIを用いた品質情報分析による不良率の低減や、3Dモデルを用いた設計による提案力の強化を図り、より一層の価値提供に取り組んでまいります。

## 3) 人材育成

当社は企業成長の根幹は人材であるという思想のもと、「働きやすく、成長できる企業へ」をテーマに、自ら学習し、思考し、行動できる社員の育成を図ります。企業だけでなく共に働く社員の成長を促し、継続的な事業規模の拡大を目指してまいります。

## ④ 会社の対処すべき課題

### 1) 既存事業の基盤強化

キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）は、自動車のEV化に対応するため、EV化においても需要のある自動車部品へシフトするとともに農業機械・建設機械部品及び産業機械部品の拡大を図り、安定的な商品構成を再構築してまいります。

キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）は、コンクリートプラント・ビル建設用クレーン・自走式立体駐車場などの主力事業の収益力強化に加え、カーボンニュートラルやSDGsなどの環境テーマを新たなビジネスチャンスと捉え、既存コア技術を用いて新市場分野の事業拡大に挑戦してまいります。

キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）は、海外の販売強化のため、販売網やサービス網の再構築、ネット販売のシステム化などを進めていきます。またM&Aなどを有効な手段として活用し、必要な技術や商品群を獲得することで、事業領域の拡大を図ってまいります。

### 2) デジタル技術活用による業務改革

業務オペレーションの効率を高めるために、積極的にデジタル技術の導入を目指します。3DモデルやAI、ARなどの先端技術を積極的に推進し、生産性の向上や新たな付加価値の創出に繋げていきます。また、情報セキュリティ対策の充実や基幹システムの再構築によりIT化のリスクの極小化を目指してまいります。

### 3) 新たな成長市場への参入

事業成長の原動力となるべく、既存事業を含めた新商品開発の強化及び産官学連携やアライアンスなどの社外連携やM&Aにより、新事業分野への取り組みを強化してまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第109期 (2019年3月期)	第110期 (2020年3月期)	第111期 (2021年3月期)	第112期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)		60,339	58,288	48,753	58,676
営 業 利 益 (百万円)		5,463	2,907	551	2,101
経 常 利 益 (百万円)		5,932	3,319	1,167	3,062
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		3,854	1,645	244	△951
1 株 当 た り 当期純利益又は当期純損失 (△) (円)		411.54	175.68	26.14	△101.59
総 資 産 (百万円)		73,453	70,651	72,904	73,311
純 資 産 (百万円)		37,629	38,082	38,351	36,735

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数により算出しております。  
 2 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第109期 (2019年3月期)	第110期 (2020年3月期)	第111期 (2021年3月期)	第112期 (当期) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)		52,283	50,796	43,725	53,041
営 業 利 益 (百万円)		4,382	2,659	740	2,440
経 常 利 益 (百万円)		5,551	3,727	1,671	3,895
当 期 純 利 益 (百万円)		3,713	1,774	250	405
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		396.54	189.51	26.80	43.28
総 資 産 (百万円)		68,547	66,071	68,839	70,605
純 資 産 (百万円)		34,743	35,139	35,403	35,207

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。  
 2 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



## (10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北川冷機株式会社	70百万円	100.00%	鋳鉄製品等の加工
株式会社北川製作所	40百万円	77.50%	工作機器等の加工
株式会社吉舎鉄工所	30百万円	100.00%	鋳鉄製品の製造
株式会社 AileLinX	95百万円	100.00%	無人航空機の製造及び販売
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	2,560百万バーツ	100.00%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	1,296百万ペソ	75.00%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
北川(瀋陽)工業機械製造有限公司	5,500千米ドル	100.00%	工作機器の製造及び販売
上海北川鉄社貿易有限公司	20百万円	100.00%	工作機器の販売

- (注) 1 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
 2 当社と当社の連結子会社である株式会社吉舎鉄工所は、2022年4月1日付で当社を存続会社、株式会社吉舎鉄工所を消滅会社とした吸収合併を行っております。  
 本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併並びに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及び株式会社吉舎鉄工所において、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

## (11) 主要な事業セグメント (2022年3月31日現在)

次に掲げた商品の製造販売を主な事業といたしております。

事業部門	主要商品
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	生型機械鋳造、ロストワックス精密鋳造、消失模型鋳造の製法により製造する自動車部品・建設機械部品・農業機械部品
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、ビル建築用クレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、自走式立体駐車場
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、パワーバイス、グリッパ

## (12) 主要拠点等 (2022年3月31日現在)

当社本社	広島県府中市元町77番地の1
国内生産拠点	当社工場 (広島県、埼玉県、和歌山県)、北川冷機(株) (広島県)、(株)北川製作所 (広島県)、(株)吉舎鉄工所 (広島県)
国内販売拠点	当社支店 (広島県、宮城県、東京都、埼玉県、愛知県、大阪府、福岡県)
海外生産拠点	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. (メキシコ) 北川 (瀋陽) 工業機械製造有限公司 (中国)
海外販売拠点	KITAGAWA EUROPE LTD. (英国) KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) KITAGAWA-NORTHTECH INC. (米国) 上海北川鉄社貿易有限公司 (中国)

## (13) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,727名	50名減

### ② 当社の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,431名	9名減	42.1歳	16.3年

## (14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社 広島銀行	8,883 百万円
株式会社 みずほ銀行	2,542
株式会社 中国銀行	752
両備信用組合	400
株式会社 三菱UFJ銀行	390
みずほ信託銀行株式会社	265



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 30,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 9,650,803株 (自己株式 289,782株を含む)
- (3) 株 主 数 9,777名 (前期比 29名減)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,113 千株	11.89 %
北 川 鉄 工 所 み の り 会 社	618	6.60
株 式 会 社 広 島 銀 行	446	4.76
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	405	4.33
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	230	2.46
北 川 鉄 工 所 自 社 株 投 資 会 社	223	2.39
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	203	2.17
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	176	1.89
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	171	1.83
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	162	1.73

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を289,782株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	北 川 祐 治		北川冷機株式会社代表取締役社長 株式会社北川製作所代表取締役会長 株式会社吉舎鉄工所代表取締役会長 株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長 府中商工会議所会頭
代表取締役 副 会 長	北 川 宏	経営管理本部長	
取 締 役	北 川 日出夫	常務執行役員 キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役会長 KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. 取締役会長
取 締 役	畑 島 敏 勝	常務執行役員 開発本部長 新事業推進本部長	
取 締 役	栗 本 和 昌	常務執行役員 キタガワ サン テック カンパニー社長	
取 締 役	佐 藤 靖	執行役員 DX戦略本部長	
取 締 役	近 藤 正 樹	執行役員 キタガワ グローバル ハンド カンパニー副社長兼営業部長	
取 締 役	藤 本 一	執行役員 東京支店長	
取 締 役	門 田 廣 夫	執行役員 経営管理本部経理部長	
取 締 役	北 川 和 紀	執行役員 キタガワ グローバル ハンド カンパニー社長	上海北川鉄社貿易有限公司董事長
取 締 役	内 田 雅 敏		北川精機株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 川 三佐子		

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役	野上 武志		
監査役	貝原 潤司		カイハラ株式会社代表取締役副会長
監査役	平 浩介		公益財団法人広島県学校給食会理事長

- (注) 1. 取締役 内田雅敏氏及び西川三佐子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 野上武志氏、貝原潤司氏及び平浩介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 野上武志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 内田雅敏氏、西川三佐子氏及び監査役 野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 沼田治氏は、2021年6月18日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 取締役 畑島敏勝氏は、2022年3月31日付で取締役を辞任いたしました。
7. 2022年4月1日より取締役の担当が次のとおり変更となりました。

氏名	異動後	異動前
北川 祐治	会長 兼 社長 兼 開発本部長	会長 兼 社長
北川 日出夫	常務執行役員 キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長兼営業部長	常務執行役員 キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額であります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を協議しております。決議内容につきましては、公平性・透明性を確保するため、社外役員会の諮問を経た後に当該取締役会にて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 報酬の額またはその算定方法の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を動機づける報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

#### 2. 報酬の決定方針

当社の取締役報酬制度は、金銭報酬での「基本報酬」としています。

#### 3. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

(1) 「基本報酬」は毎月固定報酬として支払う他、毎年一定の時期に賞与として支給しています。

(2) 「基本報酬」は、職位別に定めて支給しており、その額については株主総会の決議によって決定した限度内において、会社の業績、世間水準等を総合的に勘案し、決定しています。

#### 4. 個人別報酬の内容の決定方法

(1) 公平性かつ透明性を図るため、社外役員を中心に構成する社外役員会に諮問し、同役員会の意見を尊重した上で、取締役会において報酬ガイドラインを決定しています。

(2) 当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会から委任をうけた代表取締役会長兼社長北川祐治が、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で報酬ガイドラインに基づき各取締役の個人別の基本報酬を決定しています。

これらの権限を委任した理由は、当社の要職を歴任し、豊富な経営経験を有しているとともに、当社グループを取り巻く経営環境等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。

#### ② 当事業年度に係る報酬等

区分	人数	報酬等の額
取締役	13名	234百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(9百万円)
監査役	3名	24百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(24百万円)
合計	16名	258百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記には、2021年6月18日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した社外取締役1名に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96回定時株主総会において年額500百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96回定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役は3名です。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額48百万円(取締役9名に対して48百万円)が含まれております。
5. 上記報酬等のほかに社外取締役及び社外監査役が当社子会社等から受けた役員としての報酬はございません。
6. 取締役には、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給しておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分・氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役 内田 雅 敏	北川精機株式会社 代表取締役社長	当社は北川精機株式会社から商品等を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の0.1%未満であり、僅少であります。
監査役 貝原 潤 司	カイハラ株式会社 代表取締役副会長	当社とカイハラ株式会社との間には、特別の取引関係はありません。
監査役 平 浩 介	公益財団法人 広島県学校給食会 理事長	当社と公益財団法人広島県学校給食会との間には、特別の取引関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 内田 雅 敏	取締役会 15回中15回出席	主に企業経営者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に事業経営について客観的・専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。
取締役 西川 三佐子	取締役会 12回中12回出席	主に人材育成・経営品質の分野に精通した組織活性化のアドバイザーとしての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に人材開発について客観的・専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。
監査役 野上 武 志	取締役会 15回中15回出席 監査役会 14回中14回出席	主に金融機関における業務経験者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会では、常勤監査役として監査の実施状況及び結果を報告し、他の監査役と活発な意見交換を行っています。
監査役 貝原 潤 司	取締役会 15回中13回出席 監査役会 14回中13回出席	主に企業経営者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会では、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行っています。
監査役 平 浩 介	取締役会 15回中15回出席 監査役会 14回中14回出席	主に各種団体の要職歴任者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会では、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行っています。

(注) 西川三佐子氏については、2021年6月18日の就任後の出席状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役及び経理部並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて、会計監査人の職務の執行状況、監査計画の内容、報酬の見積根拠等を検討し、総合的に勘案した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な在外子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、北川（瀋陽）工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請に係る業務です。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、当社監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性その他の職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>40,573</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,048</b>
現金及び預金	8,852	支払手形及び買掛金	5,394
受取手形	935	電子記録債権	6,420
売掛金	9,692	短期借入金	2,867
契約資産	1,331	1年内返済予定の長期借入金	1,249
電子記録債権	7,446	リース債務	55
商品及び製品	4,372	未払法人税等	808
仕掛品	4,560	契約負債	1,569
原材料及び貯蔵品	2,644	賞与引当金	684
その他の金融負債	755	役員賞与引当金	48
貸倒引当金	△18	製品保証引当金	115
<b>固定資産</b>	<b>32,738</b>	その他の負債	2,834
<b>有形固定資産</b>	<b>24,608</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,528</b>
建物及び構築物	6,154	長期借入金	9,116
機械装置及び運搬具	10,620	リース債務	110
土地	3,777	繰延税金負債	142
リース資産	195	環境対策引当金	44
建設仮勘定	3,352	退職給付に係る負債	4,998
その他の金融負債	508	その他の負債	115
<b>無形固定資産</b>	<b>606</b>	<b>負債合計</b>	<b>36,576</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,523</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	3,138	<b>株主資本</b>	<b>34,146</b>
繰延税金資産	241	資本金	8,640
退職給付に係る資産	3,946	資本剰余金	5,091
その他の金融負債	240	利益剰余金	21,032
貸倒引当金	△43	自己株式	△617
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,179</b>
		その他有価証券評価差額金	1,240
		為替換算調整勘定	1,099
		退職給付に係る調整累計額	△160
		<b>非支配株主持分</b>	<b>408</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>36,735</b>
<b>資産合計</b>	<b>73,311</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>73,311</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。



# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,676
売上原価		50,323
売上総利益		8,352
販売費及び一般管理費		6,251
営業利益		2,101
営業外収入		
受取利息	20	
受取配当金	83	
持分法による投資利益	122	
為替差益	199	
不動産賃貸料	54	
スクラップ売却益	352	
受取設備負担金	79	
助成金の収入	10	
その他	163	1,085
営業外費用		
支払利息	94	
その他	29	124
経常利益		3,062
特別利益		
投資有価証券売却益	44	
助成金の収入	108	153
特別損失		
固定資産除却損	120	
減損	3,705	
製品保証引当金繰入額	38	3,863
税金等調整前当期純損失(△)		△647
法人税、住民税及び事業税	1,135	
法人税等調整額	133	1,269
当期純損失(△)		△1,916
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△965
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△951

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	8,640	5,091	22,393	△616	35,509
会計方針の変更による 累積的影響額			11		11
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	8,640	5,091	22,405	△616	35,520
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△421		△421
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)			△951		△951
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分					—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,372	△1	△1,374
当 期 末 残 高	8,640	5,091	21,032	△617	34,146

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,426	3	761	△516	1,674	1,167	38,351
会計方針の変更による 累積的影響額					—		11
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,426	3	761	△516	1,674	1,167	38,363
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					—		△421
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					—		△951
自己株式の取得					—		△1
自己株式の処分					—		—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△185	△3	338	355	504	△758	△253
当 期 変 動 額 合 計	△185	△3	338	355	504	△758	△1,627
当 期 末 残 高	1,240	—	1,099	△160	2,179	408	36,735

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。



# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売上	上	高			53,041
売上	上	原	高		45,144
販売	上	総	利		7,896
営業	費	及	一	管	5,456
営業	業	び	般	理	2,440
	業	外	利	収	
受	取	利	息	124	
受	取	配	金	715	
不	動	産	賃	貸	134
為	替	差	益	179	
ス	ク	ラ	ッ	プ	216
助	成	金	収		10
そ		の	他		208
営	業	外	費		1,589
支	払	利	息	105	
そ		の	他	29	135
経	常	利	益		3,895
特	別	利	益		
投	資	有	価	証	44
助	成	成	金	券	108
特	別	損	失	却	
固	定	資	産	除	114
関	係	会	社	株	792
投	資	損	失	引	1,674
製	品	保	証	引	38
税	引	前	当	期	
法	人	税、	住	民	852
法	人	税	等	調	173
当	期	純	利	益	
					405

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,640	5,080	28	5,109
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	8,640	5,080	28	5,109
当 期 変 動 額				
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 積 立				
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	8,640	5,080	28	5,109

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
圧縮記帳 積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	997	519	3,700	15,622	20,840
会計方針の変更による 累積的影響額				11	11
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	997	519	3,700	15,633	20,851
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の積立		64		△64	—
圧縮記帳積立金の取崩		△10		10	—
剰 余 金 の 配 当				△421	△421
当 期 純 利 益				405	405
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	54	—	△70	△16
当 期 末 残 高	997	574	3,700	15,562	20,835

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△616	33,973	1,426	3	1,429	35,403
会計方針の変更による 累積的影響額		11				11
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△616	33,984	1,426	3	1,429	35,414
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△421				△421
当 期 純 利 益		405				405
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△185	△3	△189	△189
当 期 変 動 額 合 計	△1	△17	△185	△3	△189	△207
当 期 末 残 高	△617	33,966	1,240	—	1,240	35,207

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 北川鉄工所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高山 裕三  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 福田 真也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北川鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 北川鉄工所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高山 裕三  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 福田 真也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社北川鉄工所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 野 上 武 志 ㊟

監査役（社外監査役） 貝 原 潤 司 ㊟

監査役（社外監査役） 平 浩 介 ㊟

以 上



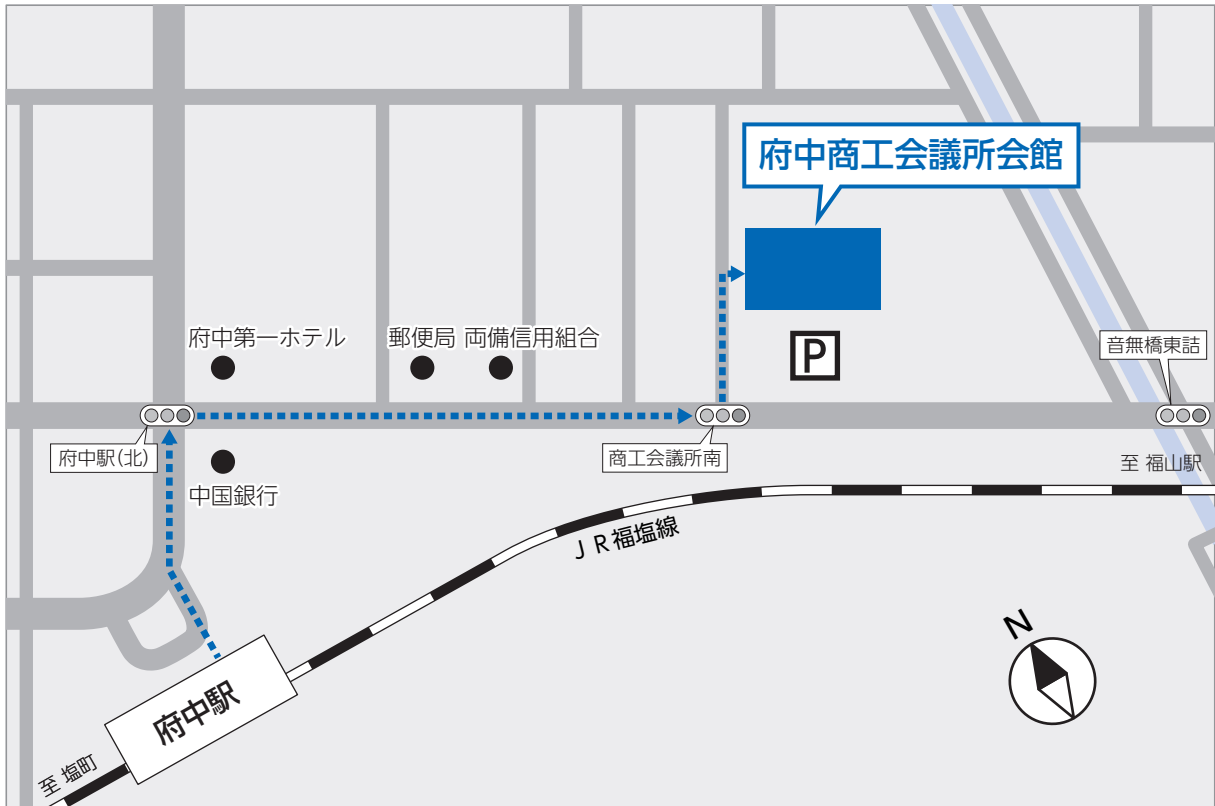
# 株主総会会場ご案内図



府中商工会議所会館  
広島県府中市元町445番地の1



J R 福塩線  
府中駅下車 徒歩 5 分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。



環境にやさしい  
植物油インキを  
使用しています。

